

○労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程等の一部を改正する告示 新旧対照条文
 一 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
（労働安全コンサルタント試験の筆記試験の一部免除） 第二条 規則第四条第二項の厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。 資格を有するもの （略） 土木安全に係る中央産業安全専門官、労働安全衛生法第八十八条第二項の規定による届出のあつた計画について同法第八十九条第一項の審査の事務を行う者又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において土木安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事した者			（労働安全コンサルタント試験の筆記試験の一部免除） 第二条 規則第四条第二項の厚生労働大臣が別に定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、その者に対して、それぞれ、同表の中欄に掲げる試験の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について筆記試験を免除する。 資格を有するもの （略） 土木安全に係る中央産業安全専門官、労働安全衛生法第八十八条第三項の規定による届出のあつた計画について同法第八十九条第一項の審査の事務を行う者又は独立行政法人労働安全衛生総合研究所において土木安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事した者		
			試験の区分	科目	
			（略）	（略）	
土木			土木安全		
建築			建築安全		

政法人労働安全衛生総合研究所において建築安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事した者		
政法人労働安全衛生総合研究所において建築安全に関する研究に関する企画、指導等を行う者として五年以上その職務（当該職務に従事する者の行う業務を直接管理し、又は監督する職務を含む。）に従事した者		

二 昭和五十八年労働省告示第六十二号（労働安全衛生法関係手数料令第五条の二第一項の審査のため職員を出張させる場合を定める件）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
厚生労働大臣は、労働安全衛生法関係手数料令別表第三第五号、<u>第六号又は第十三号に掲げる器具（以下「検定対象器具」という。）の型式</u>についての検定の申請があつた場合において、当該申請について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該型式の検定対象器具を製造し、及び検査する設備等が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させるものとする。 一〇四 （略）	厚生労働大臣は、労働安全衛生法関係手数料令別表第三第五号又は<u>第六号に掲げる器具（以下「検定対象器具」という。）の型式</u>についての検定の申請があつた場合において、当該申請について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該型式の検定対象器具を製造し、及び検査する設備等が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第四十四条の二第三項の厚生労働省令で定める基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させるものとする。 一〇四 （略）

三 平成八年労働省告示第十三号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第二十号の三第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める件）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第二十号の三第一号及び第三号の規定に基づき、同条第一号の労働者の健康の保持増進のための措置であつて厚生労働大臣が定めるもの及び同条第三号の労働者の安全又は衛生を確保するための措置として厚生労働大臣が定めるものは、それぞれ次のとおりとし、平成九年三月三十一日から適用する。 一 （略） 二 （略） イ （略） ロ 労働安全衛生法第八十八条第一項ただし書の規定による認定を受けた事業主が講ずる労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十七条に掲げる措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第二十号の三第一号及び第三号の規定に基づき、同条第一号の労働者の健康の保持増進のための措置であつて厚生労働大臣が定めるもの及び同条第三号の労働者の安全又は衛生を確保するための措置として厚生労働大臣が定めるものは、それぞれ次のとおりとし、平成九年三月三十一日から適用する。 一 （略） 二 （略） イ （略） ロ 労働安全衛生法第八十八条第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた事業主が講ずる労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十七条に掲げる措置

四 インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具（平成二十四年厚生労働省告示第五百七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一・二 （略） 三 第一号の表の粒子捕集効率のうち、防じんマスクに係るものについては、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第六条に規定する試験方法により、電動ファン付き呼吸用保護具に係るものについては、<u>電動ファン付き呼吸用保護具の規格</u>（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第六条に規定する試験方法により測定しなければならない。	一・二 （略） 三 第一号の表の粒子捕集効率のうち、防じんマスクに係るものについては、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第六条に規定する試験方法により、電動ファン付き呼吸用保護具に係るものについては、<u>日本工業規格T八一九七</u>に規定する試験方法により測定しなければならない。